

**第 20 期第 13 回東部海区漁業調整委員会の概要**

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 16 日（水）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 11 名（欠席 4 名）  
県 水産振興課 1 名、  
八戸水産事務所 1 名、  
むつ水産事務所 1 名  
事務局 3 名

**4 概 要**

- 議案の審議 1 件

**【 議 案 】****(1) 秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について**

青森県農林水産部長より、秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり指示を発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[平成 26 年 7 月 22 日付け青森県報号外第 60 号](#)をご覧ください。

**(委員会指示案の要旨)**

サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 海 域 青森県東部海区管内沖合海域
- 2 期 間 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで
- 3 対象者 総トン数 10 トン未満の動力船を使用して操業する者。  
ただし、(地独) 青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、試験操業をする者を除く。